

## 22～23 年度 第 2 回保団連代議員会 発言通告用紙

発言テーマ	処置や歯冠修復及び欠損補綴に包括されている麻酔薬剤料と浸潤麻酔の手技料のアンケート結果よりあらためて強力な運動の推進を求める
<p>発言内容</p> <p>前回の第 1 回代議員会において、保団連の要望により、「手術」に際して使用した麻酔薬剤料が別途算定できるようになったが、「処置」や「歯冠修復及び欠損補綴」に使用される麻酔薬剤料については、相変わらず評価されていないため、使用した薬剤料、浸潤麻酔の手技料を算定できる取り扱いとするよう、医科の先生方のご賛同を得ながら医科歯科一体の取り組みとして強力に運動を推進していただきたい旨を発言した。</p> <p>その後、当会では会員に対して麻酔の実施状況や包括されていることについてのご意見を伺うため「麻酔薬剤料算定についてのアンケート」を実施したので集計結果などについてご報告したい。</p> <p>アンケートは昨年 5/25～6/10 の期間で実施し、88 名の先生方からご回答いただき、回収率は 27.7%であった。設問と回答は以下の通り。</p> <p>(1) 抜髄に際して、すべて麻酔抜髄か薬剤による失活抜髄も行うか → すべて麻酔抜髄 85.2%、薬剤による失活抜髄も行う 14.8%</p> <p>(2) 失活抜髄も行う際はどのような場合か → 心疾患など麻酔のリスクの大きい場合 33.3%、乳幼児・小児 28.6%、精神疾患の場合 14.3%、その他 23.8%</p> <p>(3) 麻酔抜髄の際、浸麻時に、髄腔内麻酔を併用することがあるか → ある 91.6%、ない 7.2%、無回答 1.2%</p> <p>(4) 歯冠形成(生 PZ)や充形、修形時に浸潤麻酔を行うか → 行う 95.56%、行わない 2.3%、無回答 2.3%</p> <p>(5) 処置や歯冠修復及び欠損補綴に包括され麻酔薬剤料を算定できないことについてどのように考えるか → 不当である 80.7%、致し方ない 10.2%、その他 9.1%</p> <p>処置に際して麻酔が必要であるにもかかわらず、麻酔薬剤料が包括されていることについて 8 割以上の先生方が不当であると回答された。この結果を受け、地元紙の岩手日報「日報論壇」に投稿したところ昨年 9/21 に掲載され、投稿を見た他団体の役員より「素晴らしい内容なので、他団体での国会議員へのロビー活動に使わせてもらいたい」との要望や、患者さんからは「投稿を拝見したが、先生方も大変ですね」といった反響があった。</p> <p>当会としても、厚労省や県選出国会議員に対して要請していくが、あらためて保団連としても医科の先生方のご賛同を得ながら医科歯科一体の取り組みとして強力に運動を推進していただきたい。</p>	